

東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定委員会（平成29年度第4回）議事録

1 日時 平成30年2月21日 午後2時から午後4時まで

2 場所 東京都庁第二本庁舎23階 23A会議室

3 出席者

（委員）大屋委員長、小野田委員、草鹿委員、森吉委員、吉田委員

（東京都）阿部大気保全課長、阪口課長代理、村山課長代理、仲井課長代理、藤島主事

4 議題

（1）低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定申請の状況について

（2）低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定審査について

（3）東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱等の改正について

（4）その他

5 議事

○阪口課長代理 それでは、ただいまより東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定委員会、平成29年度第4回を開催させていただきます。

まず初めに、お手元の資料の確認をさせていただきます。クリップどめされているものです。まず一番上が議事次第となっております。これがA4の紙1枚です。次が、右上に資料1と書かれましたホチキスどめされたもの、こちらがA4の紙3枚となっております。次が、右上に資料2と書かれたA4、3枚のホチキスどめのもので、「低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱」の改定案となっております。それから、資料3と右上に書かれたホチキスどめをされたA4の2枚のもの、こちらが「低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定委員会の組織及び運営に関する要領」の改正案です。それから、右上に資料4と書かれたもの、A4でホチキスどめの2枚のものです。こちらが「東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の申請等細目要領」という事務局案です。次が、上に案と書いてあります認定申請書の様式、これは改定する様式案です。こちらがホチキスどめになっておりまして、A4、12枚のもの

です。それから、資料5と右上に書かれましたA4、5枚のもの、「東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定委員会議事録」となっております。

次は、右上に参考資料1と書かれたもので、ホチキスどめされたA4の4枚のものです。次が、右上に参考資料2と書かれましたA3、1枚のものです。それから、参考資料3と右上に書かれましたA4のホチキスどめで3枚のものです。それから、参考資料4と右上に書かれましたA4ホチキスどめの資料です。最後が参考資料5と右上に書かれましたA4、1枚の委員の名簿です。

それから、机の上には、前回欠席された先生が2人いらっしゃいますので、前回使用しました資料の一部、「東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱対象機器の規模要件拡大について（案）」を置いております。

それから、あと赤黒刷りのA3のもので3枚のホチキスどめのもの、これは後ほど要綱改定についてご議論いただく際見やすいよう、現行と改定案を並べたものになっております。

資料は以上ですが、足りないものはないでしょうか。

では、続けさせていただきます。

本日は、先生方、皆様おそろいであります。よろしくお願いいたします。

まず初めに、大気保全課長からご挨拶させていただきます。

○阿部大気保全課長 大気保全課長の阿部と申します。

本日は大変お忙しい中、またお寒い中、第4回目の低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定委員会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

環境局では、これまでもさまざまな形でNO_xの排出削減対策に取り組んでまいりましたが、引き続き認定機器の普及拡大を図ってまいりたいと考えてございます。

本日の委員会では、機器の認定に関しまして、前回12月に開催いたしました委員会以降、ガス蒸気ボイラー2件、申請がございましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

また、そのほかの議題といたしまして、6月と12月にご審議いただきました対象機器の規模要件拡大について、要綱などの案をまとめましたので、後ほど詳しくご説明させていただきたいと思います。今回の要綱改正は、規模要件の拡大とともに、既存の認定作業についても改めて整理してございますので、忌憚のないご意見を賜れば、幸いに存じます。

本日、認定の審査、要綱のご審議など多岐にわたってございますけれども、関連なご意見を賜りますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

○阪口課長代理 それでは、会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。

それでは、大屋委員長、お願いいたします。

○大屋委員長 年度末のお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、きょうは改定要綱案などが結構ありますので、手際よくやらせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

では、早速、議事に入らせていただきます。

まず議事の1、低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定申請の状況についてお願いいたします。

○村山課長代理 それでは、次第をめぐっていただきまして、資料1をごらんください。

東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定申請の状況ということで、前回の12月の委員会以降の申請分についてまとめてございます。今回ご審議いただきますのは、小型ボイラー類のうち蒸気ボイラー、ガス燃料のものでございますが、こちらが2件、グレードAに該当するものの申請がございました。内燃機関については申請はございませんでした。

1枚おめくりください。

NO_xの削減方式についてのまとめたものでございます。主たるNO_x低減対策は火炎分割ということになってございます。それから、もう1枚おめくりいただきまして、今度は効率の向上の方式でございます。こちらのほうはエコマイザーの採用ということになってございます。

簡単ではございますが、申請の概要は以上でございます。

○大屋委員長 どうもありがとうございます。

○阪口課長代理 続きまして、議事2ということになりますが、こちらの審査につきましては、個々の機器の審査ということになります。ですので、メーカーから出てきた詳細な図面ですとか申請者の技術力、ノウハウ等の情報を取り扱うこととなります。

低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定委員会の組織及び運営に関する要領というものがございまして、その中で第7の開催方法というところに、会議は東京都情報公開条例第7条第3項に係る案件を調査、審議する場合を除き公開するとしております。こちらの認定審査につきましては、この条例の第7条第3項に該当するというので、事務局としては非公開とする必要があると考えております。

○大屋委員長 それでは、これ以降、非公開ということでお願いいたします。

(この間議事2について討議)

○大屋委員長 それでは、ここまでを非公開の取り扱いとし、今後の議題につきましては、公

開ということで進めていきたいと思ひます。

議事の3、東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱等の改正についてということで、説明等をお願いいたします。

○村山課長代理 先ほども資料の確認の際にご説明させていただきましたが、資料2のほうは認定要綱で、親要綱でございます。それから、資料3がこちらの委員会の運営に係る委員会の要領、それから資料4として、今回新たに設けようと思っておるものがございますが、申請に関する細かい要領を定めたものをおつけしております。それから、その後ろに一応、まだ案の段階でございますが、ご参考ということで様式類についても添付させていただいているところでございます。

こちらの資料2の要綱でございますが、今回大幅に手を入れまして、基本的に全部改正という形でやらせていただければと思っておりますので、いわゆる新旧対照表という形ではなくて、従前のものとの比較という形で、このA3にまとめさせていただいたものを見ながら、ご議論いただければと思っております。

A3のものがございますが、左側に現行の要綱、それから右側に改正案のほうを入れてございます。並びは、現行の要綱上の順番で書かせていただいております。

まず、第1条でございますが、目的を定めている条項でございます。こちらにつきましては、基本的なところは変えていないんですが、従前の要綱は、「NO_xとCO₂の排出量が少ないと認められる小規模燃焼機器について、必要な事項を定め、それに関する情報を提供することを目的とする」ということで、ちょっと目的として座りの悪いものでございましたので、こちらにつきましては、右のような形で、情報を提供するためという前提の目的を置かせていただいた上で、この要綱については、「認定その他の必要な事項を定めることを目的とする」といった形に改めさせていただこうと思っております。

順々に説明させていただいて、何かありましたら、その都度ご意見いただくということでよろしいでしょうか。

○大屋委員長 そうですね。じゃあ、何か疑義がありましたら、その都度、委員に発言していただきたいと思ひます。

○草鹿委員 今回、改定に至ったその上流の概念というものがあれば教えてください。

○村山課長代理 目的の部分、1条のほうにも書かせていただいておりますが、根拠となっているのは、東京都のいわゆる環境確保条例と呼ばせていただいている東京都条例の127条2項の規定でございます。この127条のうちの1項は、事業者さん等が設置する際に、性能の

いいものを入れてくださいという努力義務規定でございまして、2項が、その目的を達するために、知事は窒素酸化物、二酸化炭素の排出量が少ないと認められる機器等に関する情報の提供に務めなければならないとさせていただいているところでございます。この規定について特段、今回変更させていただいたということではございません。

先ほど参考でという形でお配りさせていただきました前回の資料、1枚紙で12月18日という日付が右上に振ってある「対象機器の規模要件拡大について（案）」をご確認いただけますでしょうか。前回ご議論いただいたところでございますが、目的としましては、温水ボイラー、それから給湯器につきまして、従来、58キロワット以上といった制限がかかっておりましたが、ここをほかの蒸気ボイラー等と同様に、35キロワットまで切り下げたいといったところが、改定の出発点でございます。

内容的にこの要綱の改定の一番の目的はここになります。ただ、従来から継ぎはぎで改正してきたところがございますので、そのあたりを今回、この機会に全体的に見直させていただいてございます。

- 阿部課長 大幅に見直してはいるんですけども、趣旨はこの58キロワット以上というところを見直すところで、あとは文言の整理だというふうにご理解いただければと思っております。
- 大屋委員長 これ、第1条のところで小規模燃焼機器というのが消えていて、第2条のところでいきなり小規模燃焼機器が出てくるんですが、それは整合性はとれていますか。
- 草鹿委員 私もここは違和感があります。第1条で小規模燃焼機器と言っていればいいんですが。
- 大屋委員長 そうなんですよね。
- 村山課長代理 小規模燃焼機器という言葉定義させていただければということで、2条のほうに置かせていただいたほうが、おさまりがよいかと思っておったんですが。
- 阿部課長 今お配りした条例127条では、表題が確かに「小規模燃焼機器の設置」となっておるんですけども、条文で「機器の設置」と書かれておりまして、こちらの条文を引っ張っている形なので、こういう文言にしております。もし違和感がおありだというのであれば。
- 草鹿委員 第1条で、「機器等」を「小規模燃焼機器」にすればいいかと思えます。
- 大屋委員長 ですね。
- 草鹿委員 これは2の文章をそのまま受けているんですね。
- 阿部課長 そうですね。

- 村山課長代理 そうすると、「認められる機器等に関する情報を提供するため、該当する小規模燃焼機器の認定その他」といった形で書かせていただくということによろしいでしょうか。
- 草鹿委員 「排出量が少ないと認められる小規模燃焼機器等に関する情報提供のため、該当する機器の」じゃないですかね。あとは委員長と事務局でご相談されるといいと思いますけれども。
- 大屋委員長 「小規模燃焼機器に関する」ということで、「該当する機器等の認定その他」に、ここに等を入れればいいんじゃないですか。
- 村山課長代理 はい。
- 吉田委員 ちょっと細かい言葉尻なんですが、等というと、機器以外に何を指すんですか。
- 草鹿委員 127条に入っているんですよ。
- 村山課長代理 そうですね。はい。
- 阿部課長 条例のつくりでこのように書いてございますが、実際には小規模燃焼機器しかないんですけども、今後、何か出てくるためのために等と入れていたんだと思うんですけど。
- 村山課長代理 1項のほうは、事業者さんが設置しなければいけないといったものは、規模の要件を規則のほうで定めておりますので、まさに小規模の燃焼機器になるんですが、それに当たって知事が情報の提供を行うものは、必ずしも機器の情報だけではないかもしれないということで、2項のほうは等という表現になっていると。
- 吉田委員 情報が機器だけではないという意味ですね。そういうことですか。
- 村山課長代理 このほうは小規模燃焼機器という文言が入るような形で検討させていただきます。

それを受ける形で、2条のほうで定義をさせていただいております。左側の現行のほうでございますが、こちらのほうは、小型ボイラー類、内燃機関類という分けを設けた上で、蒸気ボイラー、温水ボイラー、給湯器、温水発生機、冷温水発生機と言葉が並んでおるところでございますが、何を指しているのか定義がないといったところがありましたので、可能な範囲で定義づけを書かせていただいたところが構成の変更になっております。内容面につきましては、左側の6行目、赤線引かせていただいておりますが、イ及びウに掲げるものにあっては、58kWという規定を設けていたところを、右側のほうで、今度は2号、3号のところでございますが、いずれも熱出力35キロワット以上といった形で、58という切り上げていた基準をなくして、全て35でそろえる形にさせていただいております。

4号の温水発生機でございますが、こちらにつきましては、J I Sの基準がそもそも40キロワット以上といった形で、35を上回っているものだけがJ I Sの対象の範囲に入っておりますもので、こちらは要綱の中では35という文言は設けておりませんが、実質的には対象としては35キロワット以上のものしかないということでございます。

それから、内燃機関類につきましては、従来、燃焼能力、重油換算で1時間当たり5リットルという書き方をさせていただいておったんですが、内燃機関、ガスヒートポンプとガスエンジンを使ったコージェネレーションユニットだけでございますので、燃料はもうガスしかないということで、ガスの換算は重油換算5リットルというのが8立法メートルに当たりますので、そこをそのまま書かせていただいたという形に変えておるところでございます。

○大屋委員長 よろしいでしょうか。次に進めてください。

○村山課長代理 続きまして3条でございます。認定基準と、あとグレード分けのところを書いているところでございます。

こちらのほうは構成としては変えているんですが、内容的には基本的には従前のものを引き継ぐ形で考えております。こちらのほうは表については省略させていただいておりますので、参考資料の1番をごらんください。参考資料1番の現在の認定要綱ですが、2ページ目、3ページ目のあたりに表が幾つか載っているような形で、現在は定めさせていただいております。

現在は、機種ごと、それから効率、NO_xの値ごとに表が6個という形で分かれて書いているものを、今回の改定案では、資料2の一番最後の紙の表裏でございますが、グレードA Aの認定基準、それからグレードAの認定基準ということで、表を2つに集約して整理した形で、お示しさせていただければと思っております。

○大屋委員長 この表には番号つくんですか。

○村山課長代理 表は別表の1、別表の2という形で。

○大屋委員長 になりますね。

○村山課長代理 はい。つけております。

○大屋委員長 こちらは数字が大丈夫であれば、大丈夫です。

○村山課長代理 数字については変更は行っておりません。

○吉田委員？ 今まで単位はキロワットならkWだったのを、わざわざ日本語でキロワットってつけているのは、何か意図が。

○村山課長代理 強い我々の意図があるということではないんですが、一応、要綱という位置

づけであることと、最近ですと、インターネットの読み上げなどへの対応ということで、単位についても極力日本語を使うようにというお話もあるということで、そこについては日本語で書かせていただいたというところがございます。

続きまして、現行の第4条が認定の申請のところになっております。赤線で書かせていただいたところがございますが、こちらのほうは、従来、様式1による認定申請書を知事に提出しなければならない、提出部数については7部といった形で、申請書の様式、それから部数等につきまして、この要綱本体のほうで定めておりました。ですが、要綱で定めると、細かいところがなかなか決めづらいというところ等がございます、私どものほうでも扱いづらい、それから事業者さんのほうでも細かいところがわかりづらいといった声がありましたので、今回、「別に要領で定めるところにより」という形で書かせていただきまして、後ほどご説明さしあげますが、資料4でおつけしている「申請細目要領」といったものを新たに定めて、もう少し細かく決めさせていただこうと考えているところがございます。

それから、現行の第4条の第2項、第3項におきまして、試験について誰が実施するかといったところを定めてございましたが、こちらにつきましては、試験方法の要領が別途ございますので、そちらのほうに記載する形で整理させていただこうと考えているところがございます。

それから、第4項につきましては、申請者がグレードAかグレードAAかの区分に従って申請してくださいというところを、わざわざ書いておったところがございますが、これにつきましては、申請書の様式を修正しまして、申請者さんからは濃度、それから効率を申請していただいて、当てはまるものを都がAかAAかで認定するといった形のスキームに変えさせていただこうということで、この記述は削除するというふうに考えております。

○大屋委員長 申請書の部数等を万が一変えるときに、要領だと比較的変えられるんだろうと思うんですけども。

○村山課長代理 さようでございます。ということで、要領のほうで決めるという形にさせていただこうと。

○阿部課長 資料4の細目要領のその部分をご説明いたします。

○村山課長代理 資料が煩雑で大変申しわけございません。

資料4の第1条でこの細目要領のほうの目的としては、認定の申請及び氏名の変更等の届け出に当たり必要な事項を定めるといった目的を掲げさせていただいた上で、この認定申請の様式、部数につきましては、第2条の1項のところ、様式1による認定申請書の正本、

それから写しを1通、それから電子データを添えて行うものというふうに変えさせていただいております。

これは要領で、比較的、臨機応変に変えやすいところがありますので、様式等もこちらで書かせていただいております。あわせてご説明させていただきますと、従来、先生方のお手元に置かせていただいていた資料につきましては、全て申請者様のほうで必要部数印刷していただいております、紙として非常に膨大な量になっておりました。これについては、必ずしも全てのものを先生方にお配りすることもないということで、申請者様のほうからお出しいただくものは、正副1部といった形で、紙の削減をさせていただこうと思っているところでございます。

○大屋委員長 ほかに何かございますか。

○村山課長代理 それでは、続きまして現行の第5条でございますが、これはこの委員会の設置の根拠規定になっております。こちらは要綱改正に当たっての構成の問題で、条としてはずれる形で考えておりますが、内容につきましては、基本的に想定するところは同じでございます。

また、従来では、「燃焼機器の認定審査等について意見を聴取するため」という形で、非常に曖昧ということで、右側でございますが、「認定その他この要綱の施行に必要な事項について」という形で書かせていただく形にしたいと思っております。ご議論いただく内容については、従来のとおりかと思っております。

続きまして、このA3の資料の3ページ目でございますが、左側、現行の第6条が、都として認定するといったところの規定でございます。こちらのほうにつきまして、訂正案の要点といたしましては、赤線を引かせていただいておりますが、従来、認定委員会の意見を聞いた上で認定するか否かを決定するという形で、規定として、必ず全て認定申請について、委員からのご意見を聴取しなければいけないといった規定ぶりになっておりました。これは先ほどのガス給湯器の規模の裾下げに伴って、申請機種がかなり増えるということが想定されることや、単純な認定替えのような機器等につきまして、全ての機器を先生方にご意見いただかなくても、機械的に判断できるところもあるだろうということが想定されたもので、必ず先生方のご意見を聞かなければならないといった規定ではなくしたいと考えているところでございます。

それから、第3項のほうで、必要な事項について、資料の提出及び説明を求めることができるといった規定をあえて置いていたところではございますが、基本的にこの審査に必要な

事項につきましては、申請細目要領のほうにきちんと書かせていただいて、必要なものは申請時に出てくるように、出てこなければ是正させるようにといった形で、対応していこうということ考えているところでございます。

○阿部課長 報告する等の文言があったほうがよいでしょうか。もちろん、委員会の先生方に黙って認定するということはあり得ないので。

○大屋委員長 この部分なんですけど、さっと読むと、適合していればすぐ認めるように読めてしまう。委員会にかかって、どう審査するのかというプロセスがなくていいんでしょうか。例えば「認定委員会の意見等を踏まえて」など書いておけば、全部網羅するんじゃないでしょうか。検討してみてくださいませか。

○阿部課長 4月以降、具体的に家庭用給湯器は、かなりの件数が出てくるんじゃないかというふうに推測しているんですけども、1点審査ではなくて、どういうふうに審査をするかについて、またご相談する形になるかと思えます。どちらにしても、先生方のご意見を踏まえるのは確かなので。確かにこれだと全然、審査会を通さないようにも見えますので。

○大屋委員長 何か「委員会と事務局と総合的に判断して」みたいなことを。必ずしも委員会にかからなくてもできるというようなニュアンスというのが、含まれるんですよ。

○阿部課長代理 はい。どちらにしても、やり方も含めてご相談しますので、全く通さないということではありませんので、文言をもう1回整理いたします。

○村山課長代理 例えば、完全に同一の機種での認定替え等、軽微なものはこの限りでないといったような置き方も可能かとは思いますが、改めて検討させていただければと思います。

○阿部課長 そこは細目要領だとかに落として、もう1回、次の審査会とかでやり方を委任していただくとか、いろいろやり方はあり得ますね。

○村山課長代理 そうですね。

○大屋委員長 ここで書かなくても、どこか要領か何かで。

○阿部課長 はい。要綱は認定委員会という単語を残す形で、もう1回検討させてください。

○大屋委員長 では、次お願いします。

○村山課長代理 続きまして第7条でございます。認定書の交付に係る規定でございます。こちらのほうも条がずれておりますが、第1項が、まず認定したときは認定書を交付するといったものについては、内容としては同じでございます。

それから、第2項でございます。こちらのほうはまたご意見出るかとは思っておるところですが、現状では、認定書の交付を受けた者は、様式3の認定証票のシールを、当該認定を

受けた機器の見やすい位置に貼付するものとするということで、基本的にシールを必ず張らなければいけないといった規定になっております。

こちらのほうにつきまして、まず1点目としては、今回、家庭用のガス給湯器について認定を広げるということで、機械自体が小さいと、それから台数が非常に多いということで、シールを貼るのが負担であるのもあるし、機器のほうのそもそも張る場所が余らないといったようなご意見をいただいているところでございます。

それから、もう1点としましては、機械本体にシールが張ってあることが、普及において情報提供してどのような価値があるかといったところが、なかなか説明が難しいといったところがございます。

そういったところを踏まえまして、案としてはかなり緩やかな形で書かせていただいておりますが、「機器へのラベルの貼付、それから仕様書や取扱説明書への記載、あるいはインターネットを通じた公表、その他の方法によって当該機器が認定機器であることをわかりやすく表示するように努めるものとする」といった表現で置かせていただいております。ここまで緩めていいかといったところはお意見をいただくところかと思っております。

それから、3項のほうは、認定しない場合に通知するというので、規定を設けているというところでございます。

特にこの第2項のあたりについてご意見をいただければと思っております。

○大屋委員長 「表示するように努めるものとする」は削除して、「表示する」で切ってしまうてはいけないのでしょうか。

○村山課長代理 いえ、かなり方法等を広くして、メーカーさんのウェブサイトでのリストの公表などでもいい形にはしておりますので、そこはやるようお願いすれば、やっていただけると思っております。

○大屋委員長 「努めるものとする」ということであれば、やらなくてもいいんですよね。

○村山課長代理 さようでございます。

○阿部課長 そうです。そうなります。

○草鹿委員 製造事業者さんが認定を受けるメリットというのは何ですか。

○村山課長代理 認定を受けるメリットとしましては、特に小型のボイラーにつきましては、大防法の届出対象になっている機械も含まれておりますので、そういった機械を置かれる際には、私どものほうで認定機種を入れていただくというようにというご指導をさせていただいております。それから、実際の金銭的なメリットとしては、東京都の温暖化対策の政策の

ほうに載っている事業者さん、中小事業者さん、個人事業主さんに限られますけれども、認定機種を導入する際には税金の免税等が受けられるといったところがございます。

○小野田委員 今は、シールを貼っているかはチェックしているのでしょうか。

○村山課長代理 大体、年間に2事業所ぐらいのペースで立ち入りをさせていただいておりました、その際に出荷の際にどういったシールを貼って管理しているかというところは、ヒアリング等の確認はしているところでございます。実際は、特にボイラーなんかになると、出荷先ごとに受注生産のようなところがありますので、そういう場合でしたら、都内に出荷する場合は貼るけれども、その他の地域に出すときは貼らないといったような取り扱いをされている事業者さんが多いようでございます。

○小野田委員 取扱説明書などには書いてあるのでしょうか。

○村山課長代理 あまり書いていないと思いますね。

○阪口課長代理 現状では余りそういったことはないですね。カタログで載せているところは何社かあるんですけども、全部ではないです。

○小野田委員 そうすると、これが認定機器ですよという証拠は、都のホームページを見る。

○村山課長代理 はい、そうですね。

○小野田委員 一応、この部分がそもそもの条例の趣旨みたいなものですよね。ちゃんと情報提供しなさいということで。

○村山課長代理 そうです。知事として情報提供するという部分につきましては、東京都の広報に載せさせていただきまして、それから、ホームページのほうでも掲載しております。

「知事が」という主体としては、都のほうで載せていただいているところですが、それについて事業者さんのほうでもご協力いただいているといった形で、重要な情報提供のツールだとは思っているんですが。正直に申し上げますと、この認定での事業者さん側のメリットというのが、なかなかそこまで大きくないと。我々のほうでも強い補助制度とかを設けているわけではないので。ですので、なかなか負担感としては結構お持ちになられている部分だということもございます。

○大屋委員長 要は、外部の見学者が来たときに、これは東京都の認定機器なんだとわかるからもらうんでしょうね。

○阿部課長 そこもありまして、今までは証票、シールだけだったので、これはやはりメーカーさんとしても若干負担感があったのですが、今回、大分拡大して何らかの形でというふうになれば、先生がおっしゃられましたとおり、努力規定ではなくて、何らかの形で表示する

というような見方はあるのかなと。

- 森吉委員 努力はやめて、義務にしたほうが良いと思います、これだけ妥協しているので。
- 阿部課長 公表その他いずれかの方法によりですかね。
- 吉田委員 前、車にありましたよね、排気ガスのツースターだとかスリースターだとかって。
- 阿部課長 はい。一応あれは義務です。
- 吉田委員 やっぱりあったほうが、事業者としても、ちゃんとしたのを使っているという意識は持てるんじゃないですかね。
- 阿部課長 そういった意味では、先生おっしゃるとおりです。
- 大屋委員長 そのあたり検討してください。
- 阿部課長 ありがとうございます。検討させていただきます。
- 草鹿委員 これは、NO_xの値自体が基準値をだんだん達成しやすくなってきたのですか。
- 村山課長代理 ボイラーなどに関しては、基準としては、大防法の基準に比べても相当厳しいものでございますので、どんな機械でも簡単に達成できるといった基準ではないとは思っているんですが、当然そこを目標に開発はしていただいておりますので、そういった機種は十分に達成できるといった状況にはあるとは思いますが、効率のほうは当然、設置される事業者さんも気になさるところではあるんですが、NO_xということになると、正直なかなか関心ないといったところが実態としてありますので、それ自体での訴求といったところがなかなか苦しいところではあると。
- 草鹿委員 だから、低NO_x性に見える化ですよね。最初の思想でいうと、そういうのをきちんと見える化して、低NO_x機種を使用していない事業者があぶり出しのようになって、それで開発せざるを得なくなる、自走できるというのが理想なんじゃないかな。行政がお金を投入しないでも、自然に低NO_xと高効率の開発が進んでいくというのが最初のこの制度の方針だったんじゃないでしょうか。そうすると、やはりきちんとラベルなり、そういったものを機器に張りつけてアピールしてもらおうというのは良いことだとは思いますが。
こういう低NO_xの燃焼手法は割と広がってきていて、基準達成できるようになってきている印象は受けますね。現在の基準になってから何年ぐらい経つんですか。
- 阪口課長代理 ボイラーについては27年からこの厳しい値にしています。GHPについては、28年の春からです。
- 草鹿委員 2年ぐらいだから、ちょうど開発期間が終わって、いよいよ認定してもらおうという段階になっているということなんですね。

○阿部課長 ラベルの取り扱いはもう一度、検討させていただきたいと思います。

○村山課長代理 それでは続きまして、第8条でございます。認定の取り消しの規定でございます。

従前でございますが、認定機器が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定委員会の議を経て、認定を取り消すことができるということで、一応、要件として4つ列挙してございました。1つ目が、偽りの申請によって認定を受けたことが判明したとき、2つ目が、認定書または認定証票を不正に使用したとき、それから3つ目が、認定基準を維持して製造することができなくなったとき、それから4つ目としまして、認定書の交付を受けた者から、認定取り消しの願いが出されたときといったことで、4つ書いてございました。

ここについて検討したのですが、現行の第8条でございますが、「認定機器が次の各号のいずれかに該当するときは」というものに対して、そもそも、認定機器が該当するような条件でないものを書いてあるといったこともありまして、修文はいずれにしても必要かなというところがございます。

改正案のほうでございますが、基本的には認定機器がいずれかに該当する場合はという形は引き継いでおりまして、「偽りその他不正な手段により認定を受けたとき」といった形にさせていただいているところは、これは1号を基本的に引き継いでおります。

それから、現行の2号の「認定書または認定証票を不正に使用したとき」という形になっているんですが、これが、要は認定書の偽造をして、認定を受けてない機種を認定されているようみせる、そういった使い方をした際に、偽造元のほうの機器の認定も取り消すといった規定ということなんですが、実際はそういったケースはこれまでないところと、偽造元のほうの機種を取り消さなければならないものか、そこをわざわざ明記するのは座りは余りよくないということで、案のほうでは今は置いていないところがございます。

それから、3号目の、認定基準を維持して製造することができなくなったときというのは、文言として余り座りはよくないんですが、工場のほうの生産ラインの変更とか部品の変更等で、申請時には認定基準を満たす試験結果だったんだけど、実際につくっているものが認定基準を満たさなくなってしまうといった場合のことを書いておりまして、一応、改正案のほうでは、第2号に含めてございます。前段の「第2条の小規模燃焼機器に当たらないことが明らかとなったとき」というのは、これは実際に過去にあったケースでございますが、伝熱面積の解釈の違いで、そもそも10平米を下回っていない機種について認定申請を受けていたといったことがございましたので、そういったそもそも対象にならない機種だったこと

がわかったときのことでございます。それから、「又は」以降でございますが、こちらが今の第3号も含めてでございますが、認定基準に適合しないことが明らかとなったときといった形でまとめさせて、置かせていただいているところでございます。

それから、現行の4号の認定取り消しの願いが出されたときということなんですが、これについても、機器認定でございますので、あえてこの規定を私どものほうで置かせていただく必要はないということで、書いてはいないというところでございます。

○阪口課長代理 あと、過去に、販売戦略上グレードAAの認定を1回取り消して、グレードAとして申請したいという話があったんです。

○村山課長代理 そういうこともあったんですけれども、そういったものをあえて受ける規定を設けておく必要はないかなということで、書いてはいないというところでございます。

それから、改正後の第3号でございます。後ろのほうで、立ち入り規定とか報告規定、報告書の聴取の規定を設けておりますが、それに対して正当な理由がなく応じていただけない場合については、場合によっては取り消すことができるという規定は設けておきたいということで、置かせていただいているところでございます。

それから、「その他のこの要綱の施行の目的から著しく逸脱するような場合について」といった、その他規定を置きたいと今考えているところでございますが、まだ文が書けていないところでございます。

それから、改正案の第2項でございますが、従前のほうは、「認定取り消しを決定したときは」という形で、認定取り消し後の規定になっていたんですけれども、やはり認定したものを取り消すということでございますので、弁明の機会を付与すると。これは行政手続法とかの考え方に沿ってでございますが、弁明の機会を付与するといった形の規定に変えさせていただきます。

それから、認定証の返納を求めるといったところにつきましては「その旨を通知するとともに、認定証の返納を求めるものとする」としてありますが、取り消した上でここまでを明記する必要はないかなということで、認定証の返納までは書いていないという形で改めたところでございます。

○草鹿委員 第10条の1項の「偽りその他不正な手段」と第10条の3項の「虚偽の報告」というのは、これは重複しているようにも見えるんですが。

○阿部課長 この第3項で虚偽の報告としているのが、認定時の話ではなくて、第11条の規定である報告に対して虚偽の報告をした場合ということになります。

こちら、「認定委員会の議を経て」というのを削除しているのですが。

- 村山課長代理　そうですね。規定として、マストという形にすると、制約がかかってしまうかなというところがあったもので、まず落とさせた形で表現させていただいたところなんですけれども、基本的には先生方にお諮りするといった趣旨が見えるような書きぶりを、検討させていただければと思います。
- 阿部課長　知事の裁量で、知事が勝手に全部取り消したというふうにはならないように。先ほどのご指摘を踏まえますと、そういうふうにも読めてしまうんですね。
- 小野田委員　これは、不正がどういう形で明らかになるかによると思うんですね。だから、何回か前に言ったと思うんですけれども、基本、我々は性善説で見ているわけです。
- 阿部課長　そうですね。
- 小野田委員　結局、そういったものを要は1回は認定しているわけです。ただ、それが後で虚偽だってわかったというときに、委員会の責任はどこまでなのかという話は、別に整理しておく必要があると思います。どういう形で明らかになることを想定しているのですか。
- 阿部課長　いろんなパターンがあるので。
- 小野田委員　こういう悪意があってというのは今までありましたか。そういう場合と結果として間違っていた場合って、やはり違いますよね。
- 阿部課長　上書きしてよく見せていたとかってというのは、これまでありましたか。
- 村山課長代理　試験結果を偽ったというのは、私どもで把握したものはありません。
- 阪口課長代理　先ほどあった伝熱面積の考え方ですが、厚生労働省のボイラー則の伝熱面積の考え方と環境省の大防法の考え方が違うんですよ。厚生労働省のほうは、一定の温度以上の部分だけを算定することとなっていて、環境省のほうは、熱交換に係るのは全部算定することとしているんですが、それを我々のほうでは環境省方式で計算しているんですね。それに対してメーカー側が厚生労働省の方式で書いてきて、10平米未満になるということで認定を受けた機種があるんですよ。たまたま後から、とある自治体からこれは違うんじゃないかと指摘を受けたケースがあって、それでメーカーから実は違ってましたという申告があったんです。
- 阿部課長　卑近な例ですと、ディーゼル車規制のときに装置をつけてないのに、装置つけているとしてステッカーを貼っていることがございました。そこまでいったらもう完全に悪意なんですけれども、まさに虚偽の申請といえますか。だから、恐らくこのケースではそこまでは想定はできないとは思っています。

○村山課長代理 基本的には、全く関係ない場所で虚偽が発覚する、我々が発見するといったケースはほとんどないかとは思いますが。ただ国のほうの認定等に絡んでいるものもありますし、あとは、工場の規模によっては測定義務がかかっているところもありますので、実地での数値がそのものが規制基準と比べるものではございませんが、余りにかけ離れていることがあれば、おかしいんじゃないかといった話で調査を行うというケースは、なきにしもあらずだとは思いますが。

○小野田委員 だから、何が言いたいかというと、通常の認定審査委員会のルーチンの業務の中で、我々がそういうものを見つけることは難しいですよ。だから、例えば事務局や都のほうで見つかったときに、それに対して意見を照会されて、こういう対応をとればいいんじゃないかという機能は果たせるとは思いますが。

○阿部課長 先生がおっしゃるとおりで。あくまでも決定権、決定するのは知事で行政側ですので、そこまでの責任を先生方をお願いするということでは当然ない。

○大屋委員長 ですから、10条に関しては、このままでよろしいんじゃないでしょうか。

というのは、認定委員会のほうは、もう認定した段階において手は離れているわけですね。それで責任はもう都あるいは知事にあるわけですから。この10条というのは、逆にフィードバックされてくるような感じですから。もう私たちの手は離れてしまっているの、後の判断は都がやるのが妥当だと思います。

○阿部課長 わかりました。

○村山課長代理 例えば、この1号の偽りその他の不正な手段であるのかどうかの判断あるとか、2号のほうの例えば基準に適合しないことが明らかであるのかどうかの判断に当たって、ご意見として伺わせていただくことはもちろん可能なんですけれども、それについては判断を求めるということではございません。

○阿部課長 そうです。だから、ここは削除して、ただ、何らかの理由でご意見を伺うことが、個別にある可能性は残させていただきたい。

○大屋委員長 それでは、このとおりで。次お願いします。

○村山課長代理 それでは、もう1枚おめくりいただきまして、4ページ目に入りまして、第9条というところで、認定した機器を公示するというところで、東京都の広報に掲載するということでございます。

こちらにつきましては、従来、申請の形として、特にガスヒートポンプとか冷温水発生機のような、基本的に同じものを使っていてバリエーションが大量にあるといった機種について

ては、代表機種、型式とその他の同一機種といった形でご申請いただいておりますが、公示はその代表の型式だけとしておりました。その上で、ホームページのほうではその他の型式ということで型式数は載せていたところなんですけれども、やはり公示するに当たっては、全ての型式を掲載したほうがよろしいだろうというふうに思いまして、改正後のほうの第2号のところでございますが、代表型式というのを外しまして、型式名称といったことで、全ての型式を公示するというふうにしたいと思っております。

それから、第3項の認定区分と認定番号についてですが、現状でも既に公示しているところでございますが、実態に合わせる形で書かせていただいたということでございます。

○大屋委員長 次をお願いします。

○村山課長代理 現行の10条は製造状況報告ということで、例年1回、報告をメーカーのほうから受けております。こちら取りまとめたものにつきましては、恐らく次回、先生方のほうにもご報告できるかと思っております。こういった形でご報告を受ける規定、それから11条として、資料の提出ということで、必要な資料の提出を求めることとした規定を、現状は2条に分けて設けておりましたが、こちらのほうはまとめる形で、認定機器製造者に対して、製造及び販売の状況、その他の事項の報告を求めることができるといった形に書かせていただいているところでございます。

それから、第12条が氏名の変更があった場合のお届けでございます。認定書の交付を受けた者が、氏名もしくは住所、法人の場合は法人の名称、代表者の氏名、それから主たる事務所の所在地の変更があったときに届け出る規定でございます。これにつきまして、認定機器の製造事業者は、別に要領で定めるところによって届け出てくださいということで、申請と同じように細目要領のほうに細かい規定を設けるということにしております。

それから、13条が立ち入り検査の規定でございます。こちらのほう、「知事は、関係職員に工場等に立ち入り、測定装置等、それから書類等の検査をさせることができる」という規定で、「その他本制度の公平性を担保するために必要な事項」というふうに書かせていただいていたところなんですけれども、公平性を担保するという目的を置くのは、余り座りよくないということで、単純にできることを列挙する形にしております。

それから、改正後のほうの赤線のところでございますが、あくまで要綱の規定でございますので、「同意を得て」といった文言をここに置かせていただいております。ただ、正当な理由なく応じていただけない場合には取り消すこともあり得るといった規定は設けておりますので、基本的にはご協力はいただけるものとは思っております。

それから、続きでございます。これまでは要綱に直接規定せず、事務処理要領といったものに設けていたのですが、機器のNO_xや効率の性能にかかわらない、例えば外装などの変更があった際に、付属設備の変更ということでお届けをいただいております。でも、これにつきましては、今回、要綱本体のほうに規定としては取り込んだ上で、細かいところはまた細目要領のほうに規定するといった形にさせていただこうと思っております。

それから、その次の枠でございますが、認定事業者さんが承継ということで、合併とか会社分割等があった場合の取り決めについて、従来は規定を全く設けておりませんでした。今回、こちらにつきましても要綱のほうに規定を設けるといった形で考えております。

それから、一番最後でございますが、こちらもちよっとご議論になるところかとは思っておりますが、附則ということで、1項のほうは施行日でございますが、2つ目として、改定前の古い認定基準で認定させていただいて、現行の認定基準に適合しなくなってしまった機種についての取り扱いの規定を設けたいというところで、書かせていただいております。長々と書いておりますが、既に認定を受けた機種は、認定されているものと見なします、ただし、今の基準に適合しなくなってしまったものについては、何年間だけ有効にしますといった書きぶりでございます。このあたり、まだ業界さんとの調整もさせていただいておりませんので、現状で置けるかというところ、なかなか難しいところはあると思うんですが、改正前の基準で認定した機種が、いつまでも認定機種として有効だという状態が余り望ましくないなというところで、検討してみたところでございます。

○大屋委員長 附則のところ、どうでしょうか。

○草鹿委員 建設機械については、規制が変わったときは何年間か猶予期間が設けられていますが。どういう書きぶりかはわかりません。

○阿部課長 事業者への周知も含めて、その猶予期間をきちんと設定するというところは、必要かと考えまして。

○大屋委員長 大体5年ぐらいですかね。

○村山課長代理 一応5年と置かせていただいておりますが、例えば自動車であるとか、あとは省エネ法もだと思っておりますが、大体5年ごとぐらいに基準値の設定をしていっていると。それから、東京都でいくと、この条例でほかのところでもいくと、低公害車につきましては、5年ごとに目標の基準から守らなくてはならない基準に切りかえてといった形での対応をしているというところ、おおむね5年ぐらいかなとは思っております。

まだ業界団体との調整ができておらず、周知期間も必要かというところ、仮置きで5年

と置かさせていただいているところではございます。

○大屋委員長 調整をとっていただいて、表現等に問題がなければよろしいんじゃないでしょうか。何かご意見はありますか。

○草鹿委員 来年は申請は何件ぐらい来そうなんですか。

○阪口課長代理 家庭用給湯器は相当来るかと思います。

現行の機種で調べた限りでは、該当しそうなものは400ぐらいですか。ただ、その中で、同等の機種でバリエーションがあるものもございますので、認定する機種の数としてはそのぐらいになるんでしょうけれども、審査をするという上で、実際に正味何件というのは、正直わからないです。

○阿部課長 前からお話しはしているのですが、申請者側も申請のための準備が必要になってきますので、そうすぐ来るということではないのかなとは思っておりますが、審査方法は改めともう一度ご相談をしないといけないかなとは思っております。

○村山課長代理 今日は、試験方法の要領などについてはお示ししてないところなんですけど、実はまさに今のお話について、業界さんとの話し合いの中で、家庭用のガス給湯器につきましては、基本的にガス機器検査協会さんのほうの認証を受けており、基本的にそちらの機関でこれまでもNO_xの試験とか効率の試験をやってきているといった実態があると。そちらのほうで引き続き試験をやる形で申請したいという意向を、業界としては持っているといったところでございます。

その中で、計量証明事業者ではないんですが、そういったJISの登録認定機関であったり、計量法でいくと、計量証明のもらっている機関であったりといったこともありますので、そういった機関が行う結果については、計量証明事業者と同様に扱ってよいのではと考えているところでございます。ただ、試験法については、ちゃんと決めたものに従ってやっていただくということは確保できるような体制で、検討させていただいているところでございます。

○大屋委員長 そのあたり効率よく審査できるようにという、検討しておいてください。

○村山課長代理 はい。

○吉田委員 ちょっとよろしいですか。これは、新製品の認定ということですけども、実際、家庭用のガス機器なんていうと、かなり長い期間使われますよね。経時変化みたいなことは全く考慮されてないですよ。

ガス機器メーカーの中には、アフターサービスで、初期の性能を保持しているかどうかい

ろいろチェックしてくれるところもあるようですけれども。最初だけ認定したら、後はもう20年間使っても知らないよと、今の体制はそういうふうになっているんじゃないかと思うんですが、それで全体のNO_xが減るかどうかな。車みたいに車検のときに常にチェックを受けていけば、それはそれなりの効果があると思うんですけれども、認定のときだけ厳しくして、後はしらないということでもいいんでしょうかね。

例えば、大手のメーカーでそういう定期的に各ユーザーを回って性能をチェックした情報を報告してもらって、それで再審査するようなことはできないのでしょうか。

○村山課長代理 定期的な検査されているメーカーさんは結構あると思うんですが、今、NO_xの検査はやっていないと思います。

○吉田委員 CO濃度に関してはやっているようですよね。CO濃度を見れば、大体、効率は見当がつくけれども。10年、20年使っていたら、相当性能が変わってくると思うんですけれどもね。

○阪口課長代理 そうですね。結構劣化はしてきます。

○草鹿委員 予算が取れたら、調べてみてもいいかもしれませんね。

○阪口課長代理 ちょっと家庭まで入るのは難しいかと思うんですけれども、事業所に設置されているボイラーなんかですと、届け出対象になっているものについては後で立ち入り検査などもできますので、そういった形で対応できるかもしれません。

○村山課長代理 おっしゃるように、小型ボイラーでも、大防法の規制、工場全体での規制がかかって、測定していただいているような事業所さんもあるんですけれども、おっしゃるようにやはり古くなってくるとNO_xの値も悪くなってくることも結構ありまして、それを適切にメンテナンスしたり、場合によってはバーナーの交換はしたりしておりますね。そういった意味で、事後の取り組みというのも必要だということは、実態としてはあるかなと思う一方で、具体的にどう盛り込むかというのはなかなか難しいと思います。予算等次第にはなりますが、先ほど草鹿先生がおっしゃられたように、何らかの形での調査といったところは、事業所のほうであれば可能かと。

○草鹿委員 自動車だと、使用過程車の保有台数や新車の販売量とで、今ある自動車が、大体排ガスでいうとどのぐらいか、燃費がどのぐらいか、平均値で出てくる。だから、販売台数を押さえる必要があるんですけれども、結構それは大変ではあると思います。

○阿部課長 うちの認定とは少し別な話になりますよね。

○草鹿委員 耐久要件を入れるかどうかですよね。

ただ、初期の思想からいうと、そういうことは考えてないと思います。どんどん見える化して、アクティベーションして、こういう機器を普及させようというのが、そもそもの趣旨じゃないですかね。だから、排ガス規制とはちょっと違う。

○村山課長代理　そうですね。条例の規定自体が、やはり努力義務のほうが設置しようとする者ということで、設置時にいいものを買ってくれといった発想での規定になっておりまして、そのときなので、当然、新品時の性能という形になっているというところで、事後の点検のところまではちょっとなかなか盛り込めてないところではあるんですが、吉田先生言うところの、最初だけよくて劣化が早い機械というのは、本当にいい機械なのかというところは、懸念されるということもあるかとは思いますが。

○阿部課長　もし耐久要件を具体的に入れるってなると、どうなんですかね。

○草鹿委員　自動車だったら、性能を何年間、何万キロかを保証するという。ただ、この認定制度はそういう趣旨じゃないと思いますよ。

むしろ、頑張って開発した機器メーカーも、ラベルを張ったり公共事業でインセンティブをやって、いいこともありますよ、だからみんなで加勢をしていきましょうという、そういう趣旨だと思う。

○阪口課長代理　メーカーによっては、例えばボイラーを売って設置した後10年とかのスパンで、そろそろ買いかえませんか、今は効率のいい機械が出ているから買いかえたほうがお得ですよって、営業かけているところは結構あるんです。そういうふうにどんどん入れかえていただけると、そんな劣化はないかとは思いますが、メーカーによっては、売ったら売りっ放しのところも当然ありますよね。そういうメーカーですと、運転期間が長くなると、かなり劣化してくると思います。データはちょっとないんですけども。

○大屋委員長　この委員会、立ち上がった当初というのは、かなりNO_xも非常に多く出ていましたから、開発努力をしてほしいということで、多分やっているんだと思うんですよね。

○阪口課長代理　そうですね。

○大屋委員長　ですから、それに比べれば、もう今のNO_xなんていうのはかなり半減しているような状況ですから、時代に沿った考え方をやろうかとは思いますが、

○阿部課長　ありがとうございます。ご示唆をいただきましたので、また改めて検討をさせていただければと思います。

○草鹿委員　こういう小規模燃焼機器の劣化については僕もあまり知見がないので。多分吉田先生が一番持っているかと。やはり希薄燃焼などは、やめれば性能が上がるし、使っている

ほうも安定しますけれども、NO_xは出てしまいます。

火炎分割などは、バーナーが劣化したらどうなるかよくわかりませんよね。例えば片方のノズルが潰れて1か所から出たら、結局、今までどおりよく燃えているけど、実はNO_xは出ているのかもしれない。

○阪口課長代理 小型ではないんですけれども、我々、規制しているボイラーなんかで測定値なんか見ていると、やはり経年変化でバーナーが悪くなる例が多くて、バーナーを交換すると、またもとの性能が戻るというケースは多いですね。

○草鹿委員 そうでしょうね。

○村山課長代理 バーナーを清掃して、だめだったらバーナーの部品交換して改善されましたといったご報告は結構いただきますので、経年的なところの劣化は当然あるかとは思いますが。

○小野田委員 今回、申請書は変えないんですか。

○阪口課長代理 様式は今回の改正で色々手を入れております。

○小野田委員 今の先生方の意見を聞きながら思ったんですけれども、すぐやれということではなくて、いずれ様式等を見直すときに、例えば長期の使用に対するメーカーとしての考え方なりを申請書に記載させるとか。さっきの情報提供の話も、別に何かチェックリストみたいなのをつくって、こういう形でやりますというのを示されれば良いのではないのでしょうか。このくらいのチェックであれば、一応この制度の趣旨から外れないかと。

要はメーカー側がランニングを管理できるような、そういう社会に持っていかたいわけなんです。そういうふうな形で、サービス側が変わっていくという可能性もあるかもしれない。

○阪口課長代理 最近、そういう遠隔で管理をして、サービスを提供しているメーカーは幾つかあります。

○小野田委員 特に業務系の話というのは、メーカー側のサービス体制がそういうふうに変わっていけばいいわけです。そういうものがあれば、長い経年劣化みたいなところもチェックできますよね。

○村山課長代理 例えば、想定する耐用期間がどれぐらいで、その期間、どういった対応をメーカーとしてとっていくというところを調査、ヒアリングさせていただくというのは、十分、この要綱の目的の中でもできることかとは思いますが。そのあたりは、認定そのものとはちょっとまた別のところかとは思いますが、フォローとして情報収集させていただくということは、検討させていただきたいと思えます。

○大屋委員長 では、以上を踏まえて検討していただきたいと思います。

○村山課長代理 はい。こちらは、要綱改正を4月1日にこだわっているわけではないので、修正して、まず先生方にお送りさせて、チェックをしていただくという流れでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

○大屋委員長 では、今日の議事は以上になります。

その他のところはほかに何か。

○藤島主事 すみません、資料5をごらんください。本来であれば、先生方に事前にメールで確認いただくはずであった前回第3回の議事録でございますが、こちらの不手際で、今回が皆様に初めてお出しする形となってしまいました。申し訳ございません。

お手数なんですけれども、本日以降、こちらの資料5のほうを確認いただきまして、何か修正等ございましたら、メールや電話でご連絡いただければと思います。皆様からご意見が出そろった段階で、最終版のほうをメールで送付させていただきまして、それ以降、ホームページで公開させていただきます。よろしく願いいたします。

○村山課長代理 基本的に審査の部分は非公開ですので、議事録には掲載しておりませんで、前回ですと、議論させていただいたのは、35キロワットまで広げてよいかといったところについての議論を3ページ後半から書かせていただいたところでございますので、そちらをご確認いただければと思います。よろしく願いいたします。

○大屋委員長 議事録等はこれから出るわけで、表現等、問題のあるものがありましたら、事務局のほうへ伝えていただきたいと思います。

○村山課長代理 2週間以内に送っていただけますでしょうか。お願いします。

○大屋委員長 では、ほかにはよろしいですか。

○阪口課長代理 事務局のほうでご用意させていただいた議事は以上でございます。

○大屋委員長 それでは事務局にお返しいたします。

○阪口課長代理 本日の議事は以上ですが、まずお知らせとしまして、次回の認定委員会ですが、例年、5月の中旬頃に控えております。また先生方に5月の中ごろ前後のご予定をお伺いいたしますので、その中で一番皆様おそろいいただける日を選ばせていただきたいと思っております。ご協力お願いいたします。

○村山課長代理 先生方への委員の委嘱に関しましては、今年度からの2年間という形でご委

囑させていただきますので、来年度は引き続きお務めいただきますように、何とぞよろしく願いたします。

○阪口課長代理 では、事務局からのお知らせは以上です。

東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定委員会、平成29年度第4回は以上とさせていただきます。本日は長い時間、ありがとうございました。